

2024年8月8日

【最低賃金地方審議会 審議結果についての談話】

- ・本日、群馬県地方最低賃金審議会が開催され、使用者委員、公益委員の賛成で本県における最低賃金額が50円引き上げる985円に決定された。今後、異議申し立て等の期間を経て、10月には正式な施行となる。
- ・いわゆる春季生活闘争において、私たち労働組合は、組合員の労働条件向上のために最大限の努力を払ってきた。ただ、これは組合員のためだけではなく、すべての労働者の賃金を向上させるための手段でもある。
- ・連合は、この春闘結果を受け、最低賃金を巡る議論を通じて、組合員同様の賃上げ効果を群馬県の労働者全体に波及させる必要を痛感している。今回の最低賃金審議においてもそのことを強調してきたところであるが、使用者委員、公益委員の賛意を得られなかったことは極めて残念である。
- ・今回の結果は、過去最大の引き上げ額であるものの、既に結審している栃木、茨城両県の最低賃金も1000円台となり、3桁は関東で群馬だけとなる。私たちとすれば、このことが本県の魅力を毀損しないか、労働者が就業場所や生活の拠点を他県に求めることにならないかを危惧している。
- ・今後も、連合群馬としては、最低賃金の上昇を通じて、すべての労働者に普通の暮らしを保障するとともに、本県の魅力度向上、移住・定住者の増加を図れるよう努力していきたい。